島田市立川根中学校 令和7年度いじめ防止基本方針

基本方針

〇いじめは教育を受ける権利を著しく侵害し、生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるという視点で指導する。

- 〇いじめ問題を克服するため、全校体制で対応するとともに、家庭や地域社会、関係機関等とも連携して取り組む。
- ○個性を認め合い、互いを思いやって行動することで、「自己有用感」を育み、「自信や誇り」をもたせる。
- 〇「言葉を大切にし、表現活動を行うこと」により、相互に高め合う「あたたかい信頼関係」を築く。
- 〇ピアサポートの考え方を生かした「人間関係づくりプログラム」を活用し、相互の良さを発見できるよう支援する。

【保護者・地域との連携】

- ○授業参観や学級懇談会・PTAの会合、HP等で学校の状況をわかりやすく発信する。
- ○学級懇談会や三者面談等を通して、気軽に相談 できる体制づくりに努める。
- 〇生徒指導(規範意識、ネットやSNS問題)に 関わる講演会を開催し、情報を共有するととも に啓発活動を行う。

【生徒指導、支援体制・職員研修・方針点検】

- 〇週1回の運営委員会(いじめ対策委員会)や学年の生活 部会等で生徒指導、支援関係の情報交換を行い、いじめ の未然防止や早期発見、及び迅速な対応について検討す る。
- 〇スクールカウンセラーやSSWとの合同研修会を実施する。 〇いじめ防止等に関する校内研修(ケース会議)を開き、 職員の意識を高める。

【関係機関等との連携】

- ○学校運営協議会委員からの情報提供と連携
- 〇川根地区の各団体から情報提供と連携
- (各地区自治会・川根児童館・川根小学校・チャリム21・社会福祉協議会、民生児童委員等)
- 〇臨床発達心理士、スクールカウンセラー、スク ールソーシャルワーカー、公認心理師との連携

いじめ対策委員会

- •校長 •教頭 •教務主任 •生徒指導主事 •特別支援教育]-ディネーター
- ・学年主任 ・養護教諭 ・担任 ・スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー(必要に応じて、民生児童委員、PTA会長)等)

【未然防止】

- 〇他との関わり合いを考える場面 や、生徒一人一人が十分に活躍で きる場面を授業や学級活動、行事 等で意図的に設定する。
- ○人間関係づくりプログラムの計画 的な実施とニュース等を活用した 道徳・人権教育を行う。
- ○生徒会による自治活動を積極的に 進め、自浄作用が働く集団づくり に努めて学校生活の充実を図る。
- 〇挨拶運動やボランティア活動を進め、地域との連携を図る。また、 総合的な学習等で地域との連携を 図り、価値ある生き方を追求させる。
- 〇ネットの扱い方やマナーを指導する。

【早期発見】

- ○生活向上アンケートを年3回 (5月・10月・1月)実施する。
- 〇生徒との2者による教育相談を年 2回(5月・10月)、保護者を含め た3者による教育相談を年2回 (7月・11月)実施する。
- ○学校評価アンケートを生徒対象に 年7回、保護者を対象に年2回(7 月・12月)実施する。
- 〇全職員が生徒の情報を交換し共有 し合う。(生活ノートや授業での表 れなど)
- 〇生徒指導委員会(教員5名、必要に応じてSC、SSWrも参加)を週1回開き 各学年の情報交換を行う。

【亦妓棋早】

- 〇全職員体制で事実確認を早急に行 う。事実が確認できたら、いじめ 対策委員会で検討する。また、把 握した事実を市教委に報告する。
- 〇いじめの再発防止や、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。
- 〇いじめを行った生徒及びその保護者、周りでいじめを見ていた生徒についても、いじめ対策委員会で今後の対応を検討する。また、いじめを受けた生徒及びその保護者には誠意をもって対応する。
- ○謝罪の会を設け、誠意をもってふ り返りをさせる。

全教職員

【継続支援・重大事態への対応】

- 〇いじめを受けた生徒の保護者、い じめを行った生徒の保護者との問 で争いが起きないように、情報の 共有と指導・助言・支援を継続す る。
- ○事実関係を明確にするための調査を行い、その内容をいじめられた生徒及びその保護者に伝える。また、相談や訴えには、チームで適切かつ丁寧に対応する。
- 〇いじめを犯罪行為として取り扱う べきと認めた時、市教育委員会の 指導のもと、所轄警察署等に通報 し、連携して対応する。